



## 留学生を迎える教員の皆様へ

2017.04.04 発行

本学に留学生を迎えるにあたり、留学生に提供する技術(研究内容)や研究活動について外為法における審査が必要です。

留学生を迎える教職員の方には、**受入の計画段階**で関係事務に事前確認シートを提出し、法令による審査を受けることが本学規則で義務付けられております。

留学生受入の計画のある教職員の方は早急に関係事務と相談の上、事前確認シートを関係事務にご提出ください。(関係事務・事前確認シートの提出先は下記参照)

留学生受入を決定後、法令に該当する場合には、留学生の研究内容の大幅な変更、最悪の場合には、留学生の受入ができなくなる場合もあります。このような状況が発生した場合には、留学生やその出身校・機関とのトラブルにもなりかねません。必ず「**留学生の受入の計画段階**」で事前確認シートを提出して法令の審査をお受けください。

なお、留学生の入学から卒業までの在籍中においても、上記外為法に反して物品や技術を持ち出すと、留学生本人のみならず大学も罪に問われることとなりますので、そのようなことの無きようご指導下さいますようお願い申し上げます。

●関係事務・事前確認シート提出先:

<http://gakunai.sangaku.tokushima-u.ac.jp/ccr/safety/safety-nagare.html>

●事前確認シート〔外国人留学生の受入れ〕:

<http://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/inside/safety-attention.html>